

厚生労働大臣の定める掲示事項

○入院基本料

当院は「特定一般病棟入院料 2」、「療養病棟入院基本料・療養病棟入院料 2」の届出を行っています。

【1 病棟】一般 50 床 特定一般入院料 2 （15 対 1）

当病棟では、1 日に、

6 人以上の看護職員が勤務しています。

3 人以上看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの看護配置は次の通りです。

9:00~17:00 まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は、10 人以内

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、15 人以内

17:00~9:00 まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は、10 人以内

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、29 人以内

【2 病棟】療養 60 床 療養病棟入院料 2 （20 対 1）

当病棟では、1 日に、

9 人以上の看護職員が勤務しています。

9 人以上看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの看護配置は次の通りです。

9:00~17:00 まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は、8 人以内

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、9 人以内

17:00~9:00 まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は、58 人以内

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は、29 人以内

令和 8 年 9 月 1 日

社会医療法人禎心会 稚内禎心会病院